

## 「新しい NISA 制度」が国民の資産形成を強力に後押し

### 官民一体となって国民の投資意欲を醸成する

金融庁総合政策局総合政策課 総合政策監理官 岸本学

2022 年 11 月、政府の新しい資本主義実現会議は「資産所得倍増プラン」を決定し、その柱の一つとして NISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化を打ち出した。今回の制度拡充により、NISA は「簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度」になり、将来にわたって家計による継続的な投資につながることを期待される。本稿では、新しい NISA 制度の概要を中心に、資産所得倍増に向けた取組方針を解説する。

### 資産所得倍増へ七つの柱

日本には 2000 兆円を超える家計金融資産が眠っているものの、その過半はリターンの少ない現預金で保有されている。この現預金を投資につなげ、勤労所得に加えて金融資産所得を増やしていくことが肝要である。家計の資金が企業の成長投資の原資にもなれば、企業価値の拡大を通じて家計の所得がさらに拡大する好循環も実現できよう。

こうした観点から、政府の新しい資本主義実現会議は 2022 年 11 月 28 日、「資産所得倍増プラン」を策定した。資産所得倍増プランでは、「成長と資産所得の好循環」を目指し、NISA の総口座数と NISA 買付額を 5 年間で倍増させる具体的な目標を掲げている。その目標達成のために、NISA の抜本的拡充・恒久化など七つの政策の柱(図表1)を打ち出した。このうち NISA については、22 年 12 月 16 日の与党税制改正大綱において、NISA の抜本的拡充・恒久化を行うこととされた。以下は、この大綱の内容に基づいて新しい NISA 制度を解説するものである。今後、国会での税法審議を経て制度が決定される点に留意されたい。

〔図表1〕 資産所得倍増に向けた「7つの政策の柱」

- 家計金融資産を貯蓄から投資にシフトさせる N I S A の抜本的拡充や恒久化
- 加入可能年齢の引き上げなど i D e C o 制度の改革
- 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- 雇用者に対する資産形成の強化
- 安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実
- 世界に開かれた国際金融センターの実現
- 顧客本位の業務運営の確保

(出所) 内閣官房「資産所得倍増プラン」

## 恒久化・無期限化される新しい NISA 制度

現行の NISA 制度は、成年向けの「つみたて NISA」「一般 NISA」と、未成年向けの「ジュニア NISA」の 3 種類である。新しい制度(図表 2)では、これらを統廃合して一本化し、一つの NISA の中につみたて NISA の機能を引き継ぐ「つみたて投資枠」と、一般 NISA の機能を引き継ぐ「成長投資枠」を設ける。これまでつみたて NISA と一般 NISA は年ごとの選択制であったが、今後はつみたて投資枠と成長投資枠の両方を、同じ年に併用することが可能となる。

〔図表 2〕

新しい NISA 制度の概要 (24年 1 月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間	無期限化		無期限化
非課税保有 限度額 (総枠)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理 (枠の再利用が可能)		
			1,200万円 (内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積み立て・分散投資に適した 一定の投資信託 〔現行のつみたて NISA 対象商品と同様〕		上場株式・投資信託等 〔①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバ レッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外〕
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との 関係	2023年末までに現行の一般 NISA および つみたて NISA 制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対しては、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施する。

(出所) 金融庁

つみたて投資枠は一定の投資信託を対象とする長期・積み立て・分散投資の枠である一方、成長投資枠は投資信託に加えて上場株式への投資も認めている。これは、家計から企業に、成長投資につながる資金を回していくためだ。資産(預貯金)によるキャッチアップ投資や、企業の成長を後押しする上場株式と一定の商品性を持った株式投信等への投資につなげていく。

そして、新しい NISA 制度において最も特徴的なのが「恒久化・無期限化」である。これまで NISA 口座の開設・利用は時限措置であったが、若年期から高齢期に至るまで、長期・積み立て・分散投資による継続的な資産形成を行えるよう、これを恒久的な措置とし、口座開設期間に期限を設けないこととした。これにより、中間層を中心とする層が将来にわたって安定的に資産形成を行う環境が整備され、NISA を活用して

継続的な投資を促すことが可能になると考えられる。

非課税保有期間については、つみたて NISA で 20 年間、一般 NISA で 5 年間であったものを無期限とした。これにより、金融商品の長期保有へのインセンティブが抜本的に強化される。投資は、短期的には収益にふれが生じるものであるが、長期的に平均すれば資産形成に大きな効果がある。非課税保有期間の無期限化によって、国民の長期的な投資マインドが促進されることが期待される。

### 年間投資枠と非課税保有限度額の拡大

新しい NISA 制度のもう一つの大きな特徴が、「年間投資枠・非課税保有限度額の拡大」である。

年間投資枠の上限については、現行のつみたて NISA が 40 万円、一般 NISA が 120 万円となっている。これを、個人のライフステージに応じて、資金に余裕があるときに短期間で集中的な投資を行うニーズにも対応できるよう大幅に拡大した。具体的には、つみたて投資枠は現行制度から 3 倍となる 120 万円、成長投資枠は 2 倍の 240 万円とした。この二つが併用可能なので、年間で合計最大 360 万円まで投資できることとなる。

加えて、現行のつみたて NISA は、年間投資枠 40 万円が 12 の倍数でないことから、毎月(上限まで)積立投資を行った場合に月々の投資額に端数が出るといった問題があったが、そうした問題も今後は生じない。

非課税保有限度額については、現行 NISA の非課税保有期間が有限であることから、つみたて NISA で  $40 \text{万円} \times 20 \text{(年間)} = 800 \text{万円}$ 、一般 NISA で  $120 \text{万円} \times 5 \text{(年間)} = 600 \text{万円}$ が上限額となっている。他方、新しい NISA 制度では、老後などに備えた十分な資産形成を可能とする観点から、全体では現行のつみたて NISA の水準から倍増以上となる 1800 万円を非課税保有限度額とした。この非課税保有限度額は「簿価残高方式」で管理され、枠の再利用が可能である。成長投資枠については、上限 1800 万円の内数として、現行の一般 NISA の水準の 2 倍となる 1200 万円と設定した。

新しい NISA 制度の適用は 24 年 1 月からを予定している。これに伴い、現行のつみたて NISA、一般 NISA、ジュニア NISA については、23 年末で買付を終了する。20 年度税制改正で決定され、24 年 1 月から施行予定であった「2 階建ての新しい一般 NISA 制度」は、その施行を見直し、24 年 1 月からは今回の抜本的拡充後の新しい NISA 制度に移行する。

23 年末までに現行の NISA 制度において投資した商品は、新しい NISA 制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用する(新しい制度へのロールオーバーは不可)。新しい制度が始まるまでに現行の NISA 制度で投資した分は、新しい制度における非課税保有限度額の計算にはカウントされない。このように、新旧分離でロー

ルオーバーなしとすることで、金融機関におけるシステム負担も軽くなると考えられる。

### 安定的な資産形成のために対象商品を一部制限

新しい NISA 制度では、新たに制限される事項もある。それが「投資対象商品」である。

つみたて投資枠の投資対象商品はつみたて NISA と同様であるが、現行の一般 NISA の機能を引き継ぐ成長投資枠の投資対象商品では、一般 NISA の投資対象商品(上場株式・投資信託等)から、①整理・監理銘柄に指定されている上場株式等、②信託期間 20 年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等は除外する。これは、NISA 制度が安定的な資産形成を目的とするものであることを踏まえたものだ。②の要件については、現行のつみたて NISA 対象商品に対し政令で定める要件となっており、今回の制度の一本化に当たり、成長投資枠にも適用されるべきものとした。

このほか、NISA 口座のキャピタルロスはその他の取引との損益通算が認められておらず、また年間投資枠の設定により、短期売買の繰り返しに適さない仕組みとなっている。金融機関が顧客に対して成長投資枠を活用した回転売買を無理に勧誘するような行為を規制するため、金融庁において監督指針を改正し、金融機関に対する監督およびモニタリングを強化する。

### 金融経済教育を強力に推進

資産所得倍増プランにおいては、今後 5 年間で「NISA 総口座数(一般・つみたて)を現在の 1700 万口座から 3400 万口座へと倍増させる」、「NISA 買付額を現在の 28 兆円から 56 兆円へと倍増させる」といった目標を掲げている。これらの目標達成のためには、新制度の国民への周知・普及が極めて重要である。

併せて、国民が安心して投資を行うことができる環境を整備していくことも必要である。金融庁が 21 年に実施した「リスク性金融商品販売に係る顧客意識調査結果」によれば、投資未経験者が投資を行わない理由として、「資産運用に関する知識がないから(40.4%)」、「購入・保有することに不安を感じるから(26.3%)」という面が非常に大きいことが分かった。こうした層に対して、知識不足の解消や不安の払拭に向けた取り組みを進めていく。

具体的には、まず金融経済教育を強力に推進していく。官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、24 年中に「金融経済教育推進機構(仮称)」を新たに設立する。その際、日本銀行や全国銀行協会、日本証券業協会等の民間団体などからの協力も得る予定である。この機構を中心として、広く国民に訴求する広報戦略の展開や、効率的・効果的な金融経済教育を全国的に実施する。関係省庁や地方自治体・民間団体等が連携して、国全体として総合的かつ計画的に資産形成支援に関連する施策を推進すべく、国家戦略としての「基本的な方

針」も策定する。

さらに、中立的で信頼できるアドバイスが広く提供される仕組みを整備することが必要である。金融機関等に知識不足を補完してもらった必要性を感じつつも、身近に信頼できるアドバイザーがいないことから、これまで投資に踏み出せなかった国民もいると推察される。具体的には、前述の機構が主体となって、中立的で信頼できるアドバイスの円滑な提供に向けた環境整備や、アドバイザー養成のための事業(中立的なアドバイザーの認定等)を担うようにすることが考えられる。

加えて、長期での資産運用についてより専門的なアドバイスを提供するべく、助言対象を絞った投資助言葉(例えば、つみたてNISA や iDeCo に限定)の登録要件の緩和を検討していく。

### 金融機関に求められる顧客本位の業務運営

NISA の利用を促進するという観点では、投資未経験者も含めて、利用者が簡単にNISAを活用できるようにするとともに、サービスを提供する金融機関や利用者の負担を軽減することも肝要だ。そのため、関係省庁と連携の上、デジタル技術の活用等によって、NISAに係る手続きの簡素化・合理化等を進めていく。さらに、デジタル庁の知見も借りつつ、マイナンバーカードの活用も含め、NISA・iDeCo の口座開設の簡素化を検討する。

NISA 口座は現在、開設申し込みから取引開始までの期間が短縮され、最短当日に取引を行うことが可能となっている。今後は、投資家が自身の NISA 口座の有無などをマイナポータル等で確認できるようになる予定である。また現状では、NISA・iDeCo のそれぞれで口座開設が必要であり、一方しか口座開設をしていない投資家も存在する。今後、マイナポータルで口座開設手続きを一元化し、投資家の利便性を向上させて口座開設を促進していく。

これまで金融庁は、幅広い世代の金融リテラシーの向上や NISA 制度の普及のために、さまざまな取り組みを行ってきた。例えば、22 年 4 月から高校の家庭科の授業において金融に関する内容の充実が図られたことを受けて、高校向けの指導教材の作成・公表や、学校向けの出張授業や社会人向けセミナーの開催、金融知識や資産形成について学べる若年層向け動画コンテンツの提供などである。

他方、広範囲に NISA を普及させるためには、金融機関の協力も不可欠である。金融機関には、NISA の周知・利用が進み、国民の投資意欲が拡大する中で、より一層の顧客本位の業務運営を求めたい。

これまで、金融機関・年金関係者等には、プリンシプルベースの対応による顧客本位の業務運営を促してきた。顧客・最終受益者の利益を第一に考えた立場からの業務運営が確保されるよう、プリンシプルベースの取り組みに加えて、ルール上も根拠を規定するとともに、金融機関の他に年金関係者(企業年金等)も対象に加え、市場

横断的な対応を図っていく。関係省庁とも連携し、顧客等の利益を第一に考えた立場からの業務運営を求めるための市場横断的な制度を整備し、顧客本位の業務運営の水準統一と底上げを目指す。

(本稿における意見等は筆者の個人的見解であり、所属する組織の見解を示すものではない)

**きしもと まなぶ**

東京大学修士(数理科学)。スタンフォード大学修士(金融数学、経営科学工学)。02年金融庁入庁。証券監督者国際機構(IOSCO)出向等を経て、19年金融会社室長、20年資金決済モニタリング室長兼務。21年7月から現職。